

高齢者向け住まいについて①(各サービス関係図)

有料老人ホーム

・老人福祉法第29条第1項に基づき、老人の福祉を図るため、その心身の健康保持及び生活の安定のために必要な措置として設けられている制度。

・老人を入居させ、以下の①～④のサービスのうち、いずれかのサービス（複数可）を提供している施設。

- ① 食事の提供
- ② 介護（入浴・排泄・食事）の提供
- ③ 洗濯・掃除等の家事の供与
- ④ 健康管理

サービス付き高齢者向け住宅

・高齢者住まい法第5条に基づき、状況把握サービスと生活相談サービスを提供する等、以下の基準を満たす高齢者向けの賃貸住宅等の登録住宅。

《ハード》床面積は原則25㎡以上、バリアフリー（廊下幅、段差解消、手すり設置）等

《サービス》少なくとも、①安否確認サービス、②生活相談サービスのいずれかを提供。

住宅型有料老人ホーム

（有料老人ホームのうち、特定施設入居者生活介護の指定を受けていないもの）

施設数：10,029棟
定員数：293,326名
（サ高住除く）

介護付き有料老人ホーム

（有料老人ホームのうち、特定施設入居者生活介護の指定を受けたもの）

施設数：4,070棟
定員数：246,194名
（サ高住除く）

有料老人ホーム

施設数：14,118棟
定員数：539,995名
（サ高住除く）

特定施設入居者生活介護

施設数：4,629棟
定員数：274,193名

サービス付き高齢者向け住宅

施設数：7,604棟
定員数：255,062名

うち特定
施設数：559棟
定員数：27,999名

サービス付き高齢者向け住宅のうち有料老人ホームに該当するもの

※ 食事の提供のサービスを提供するものは約97% ⇒大部分が有料老人ホームに該当

（出典）平成28年度老健事業「高齢者向け住まい及び住まい事業者の運営実態に関する調査研究」（株式会社野村総合研究所）

特定施設入居者生活介護

・介護保険法第8条第11項に基づき、特定施設に入居している要介護者を対象として行われる、日常生活上の世話、機能訓練、療養上の世話のことであり、介護保険の対象となる。

（サービス付き高齢者向け住宅の施設数・定員数は、サ付き情報提供システムによる（R2.4時点））

（有料老人ホームの施設数・定員数は厚生労働省調べ（R1.6.30時点））

高齢者向け住まいについて②

(介護付有料老人ホーム、住宅型有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅の違い)

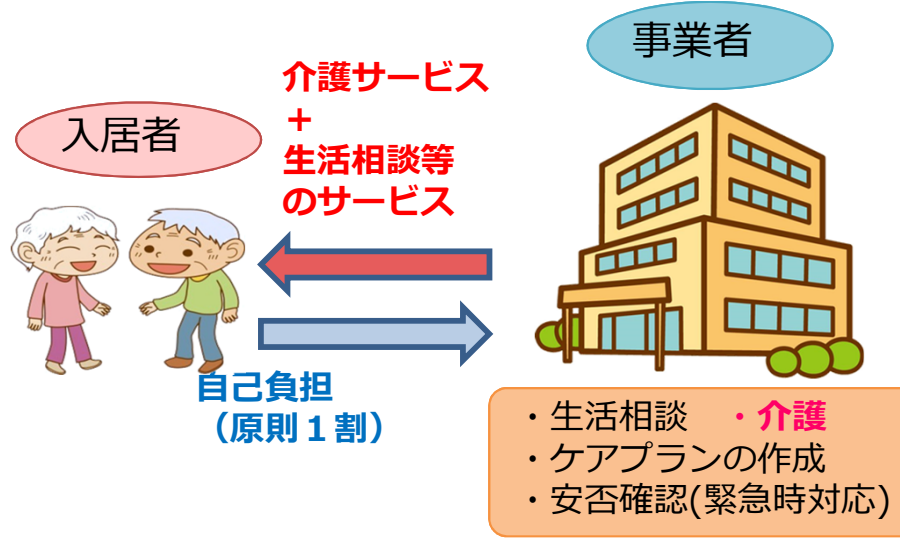
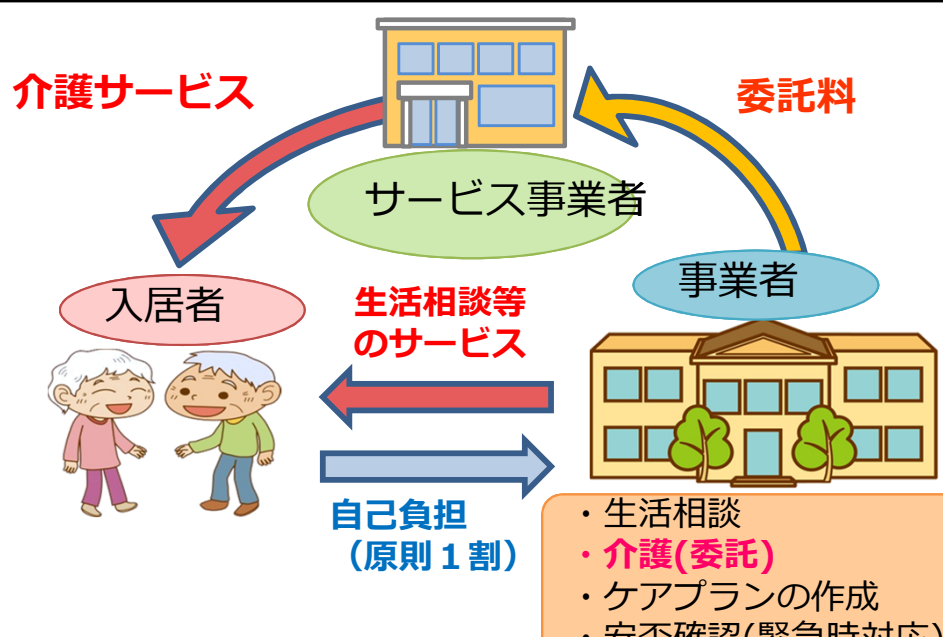
- 有料老人ホームには、特定施設入居者生活介護の指定を受けた「介護付き有料老人ホーム」と指定を受けない「住宅型有料老人ホーム」がある。
- 介護付き有料老人ホームは、介護保険サービスをホームが直接提供し、包括報酬で支払われるのに対し、住宅型有料老人ホームは、入居者が介護保険サービス利用する際、別途外部の介護サービス事業所と個別に契約・利用し、介護報酬はサービス利用量に応じて各事業所に支払われる。

	介護付有料老人ホーム	住宅型有料老人ホーム	【参考】サービス付き高齢者向け住宅
許認可の有無	都道府県又は市町村による <u>指定</u>	都道府県等への <u>届出</u>	都道府県等への <u>登録</u>
指導監督権限	右記に加え、介護保険法に基づく勧告、改善命令、指定取り消し 等	老人福祉法に基づく改善命令、業務停止命令 等	高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づく是正指示、登録の取消 等
介護サービスの利用・報酬体系	・介護保険サービスをホームが直接提供 ・介護報酬はホームに包括報酬で支払い	・介護保険サービスを受けたい場合は、 <u>別途外部のサービス事業所と個別契約し利用</u> ・介護報酬はサービス利用量に応じて各事業所に支払い	・介護保険サービスを受けたい場合は、 <u>別途外部のサービス事業所と個別契約し利用</u> ・介護報酬はサービス利用量に応じて各事業所に支払い
主な人員基準	・管理者－1人 ・生活相談員－ 要介護者等：生活相談員＝100:1 ・看護・介護職員－ 要支援者：看護・介護職員＝10:1 <u>要介護者：看護・介護職員＝3:1</u> ・機能訓練指導員－1人以上 ・計画作成担当者－介護支援専門員1人以上	<u>法令上の規定はないが</u>、標準指導指針(局長通知)において、下記の職員の配置を示している。 ・入居者の数及び提供するサービスの内容に応じ、管理者、生活相談員、栄養士、調理員を配置すること。 ・介護サービスを提供する場合は、提供するサービスの内容に応じ、要介護者等を直接処遇する職員については、<u>介護サービスの安定的な提供に支障がない職員体制</u>とすること 等	・次のいずれかの者が、少なくとも日中常駐し、状況把握サービス及び生活相談サービスを提供すること。 ・社会福祉法人、医療法人、指定居宅サービス事業所等の職員 ・医師、看護師、介護福祉士、社会福祉士、介護支援専門員、ヘルパー2級以上の資格を有する者 ※ 常駐しない時間帯は、緊急通報システムにより対応。
主な設備基準	・介護居室：原則個室、プライバシーの保護に配慮、介護を行える適当な広さ、地階に設けない等 ・一時介護室：介護を行うために適当な広さ ・浴室：身体の不自由な者が入浴するのに適したもの ・便所：居室のある階ごとに設置し、非常用設備を備える ・食堂、機能訓練室：機能を十分に発揮し得る適当な広さ ・施設全体：利用者が車椅子で円滑に移動することが可能な空間と構造	<u>法令上の規定はないが</u>、標準指導指針(局長通知)において、下記の職員の配置を示している。 ・一般居室、介護居室、一時介護室：個室とすることとし、入居者1人当たりの床面積は13平方メートル以上 等 ・浴室、洗面設備、便所について、居室内に設置しない場合は、全ての入居者が利用できるように適当な規模及び数を設けること ・介護居室のある区域の廊下は、入居者が車いす等で安全かつ円滑に移動することが可能となるよう、幅は原則1.8メートル以上 等	・居室：25平方メートル ※ 居間、食堂、台所その他の住宅の部分が高齢者が共同して利用するため十分な面積を有する場合は18平方メートル以上。 ・各居住部分が台所、水洗便所、収納設備、洗面設備及び浴室を備えたものであること ※ 共同部分に共同して利用するため適切な台所、収納設備又は浴室を備えている場合は、各戸に台所、収納設備、又は浴室を備えずとも可。 ・バリアフリー構造であること

特定施設入居者生活介護における「一般型」と「外部サービス利用型」

制度の概要

- 特定施設入居者生活介護には、特定施設の事業者が自ら介護を行う「一般型」と、特定施設の事業者はケアプラン作成などのマネジメント業務を行い、介護を委託する「外部サービス利用型」がある。

	一般型	外部サービス利用型
報酬の概要	包括報酬 ※要介護度別に1日当たりの報酬算定	定額報酬（生活相談・安否確認・計画作成） ＋ 出来高報酬（各種居宅サービス）
サービス提供の方法	3対1で特定施設に配置された介護・看護職員によるサービス提供	特定施設が委託する介護サービス事業者によるサービス提供
特徴	生活相談等の日常生活の支援の比重が大きいいため、要介護者が多い場合、効率的なサービス提供が可能	1対1のスポット的なサービスの比重が大きいいため、要介護者が少ない場合、効率的なサービス提供が可能
イメージ	 事業者 入居者 介護サービス ＋ 生活相談等のサービス 自己負担 (原則 1割) - 生活相談 - ケアプランの作成 - 安否確認(緊急時対応)	 介護サービス サービス事業者 入居者 生活相談等のサービス 自己負担 (原則 1割) 事業者 委託料 - 生活相談 - ケアプランの作成 - 安否確認(緊急時対応)